

てるてるアカデミー介護職員初任者研修(通信形式) 学則

(開講目的)

第1条 介護を通じて高齢者の人格に敬意を表し、利用者の多様なニーズに応える技術と知識を深め、責任感と誇りを持つプロとしての介護職員を養成し、もって地域福祉の推進に寄与し、住み慣れた地域でお互いが安心して暮らせる福祉のまちづくりに貢献することを目的とする。

(研修の名称)

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。

てるてるアカデミー介護職員初任者研修(通信形式)

(研修の課程及び形式)

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程(通信形式)

2 講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県内とする。

(研修会場の所在地)

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「てるてるアカデミー介護職員初任者研修(通信形式)研修会場一覧表」のとおり。

(研修期間)

第5条 研修期間は概ね4か月とする。

(講師氏名)

第6条 研修を担当する講師は、別紙2「てるてるアカデミー介護職員初任者研修(通信形式)講師一覧表」のとおり。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第7条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第8条 研修時間数は、別紙3「てるてるアカデミー介護職員初任者研修(通信形式)カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第9条 第8条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全てを履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(90点以上)、B(89~80点)、C(79~70点)及びD(70点未満)の区分で評価する。なお、第1項の一定以上の評価とはC以上の評価であり、D評価を得たものについては、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続)

第10条 受講申込手続は(1)から(3)の手順により行い、(3)の完了を有限会社生陽会(以下「アカデミー」という。)が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。

(1) 受付期間

開講日の概ね6週間前から受付を始め、2週間前で締め切る。

(2) 申込手続

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、アカデミーに郵送又はFAXにて提出する。

(3) 受講決定通知等

アカデミーから受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、受講料を納入する。

(受講料等受講に際し必要な費用の額)

第11条 受講料等受講に際し必要な費用の額は以下のとおり。

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 受講料 | 80,870円 |
| (2) テキスト代 | 7,130円 |
| (3) 傷害・賠償保険料 | アカデミーにて負担する |
| (4) 補講料 | 1,500円/90分 |

(返金について)

第12条

受講申込手続完了後の返金を行わない。

(保険加入)

第13条

傷害・賠償責任保険は全ての受講生が加入するものとし、これに係る一切の費用はアカデミーが負担する。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第14条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者について補講を行うものとする。また、補講に係る費用は第11条の規定により受講生が負担する。

(使用テキスト等)

第15条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

(日本医療企画) 介護職員初任者研修課程テキスト

(受講取消)

第16条 受講生が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、アカデミーの判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 受講継続意志がなく、「退校届」を提出した者
- (4) その他、アカデミーが不相当とみなした者

(退講)

第17条 第16条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第18条 アカデミーは、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第19条 アカデミーは、第9条により修了者と認定したものに対して、介護保険法施行令第3条第1項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第20条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「てるてるアカデミー介護職員初任者研修
修了証明書再交付申請書」をアカデミーに提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第21条 アカデミーは、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

2 受講生は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して
アカデミーに提出する。

(附則)

第1条 この学則は、平成25年 5月 15日から施行する。(指定日)

第2条 この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

第3条 この学則は、令和元年 10月 1日から施行する。